

税制全体のグリーン化推進に関する資料

— 目次 —

1. 税制全体のグリーン化関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 環境関連税制の現状関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
3. 今後の税制全体のグリーン化の方向性関連・・・・・・・・・・24
4. 今後の税制全体のグリーン化推進に当たっての留意事項関連・・・・・・46

経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーション

- 「第四次環境基本計画」(平成24年4月27日閣議決定)においては、今後の環境政策を展開していく上で当面優先的に取り組むべき重点分野の一つとして「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」が示されている。

参考:第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)(抄)

第2部 今後の環境政策の具体的な展開

第1章 重点分野ごとの環境政策の展開

第1節 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

世界が直面する環境制約に対応する上で、技術革新に加え、新たな価値の創出や社会システムの変革までをも含めたグリーン・イノベーションが必要であり、それが経済・社会の隅々まで行き渡り、さらには個人や事業者の環境配慮行動が浸透していく経済・社会のグリーン化が不可欠である。環境保全の視点を経済・社会活動に適切に織り込み、環境産業における投資や技術開発を促進するとともに、グリーン成長を支える資源確保の取組を推進することが、潜在的な需要の顕在化、競争力の強化、持続的発展の基盤整備を通じて我が国の経済成長・雇用創出を実現し、世界を視野に入れた新たな日本経済を発展させる基盤となり得る。

第1項 経済・社会のグリーン化

1. 取組状況と課題

(2) 経済・社会のグリーン化に向けた現状と課題

② 環境ビジネスと環境金融

我が国の環境産業の市場規模及び雇用規模は継続して拡大基調にある。一方、新成長戦略においては、環境分野で2020年までに50兆円超の新規市場、140万人の新規雇用の創出を目標としており、この目標の達成に向けて環境産業を更に促進するための仕組みを整備することが必要である。

第2項 グリーン・イノベーションの推進

1. 取組状況と課題

(1) グリーン・イノベーションと環境政策

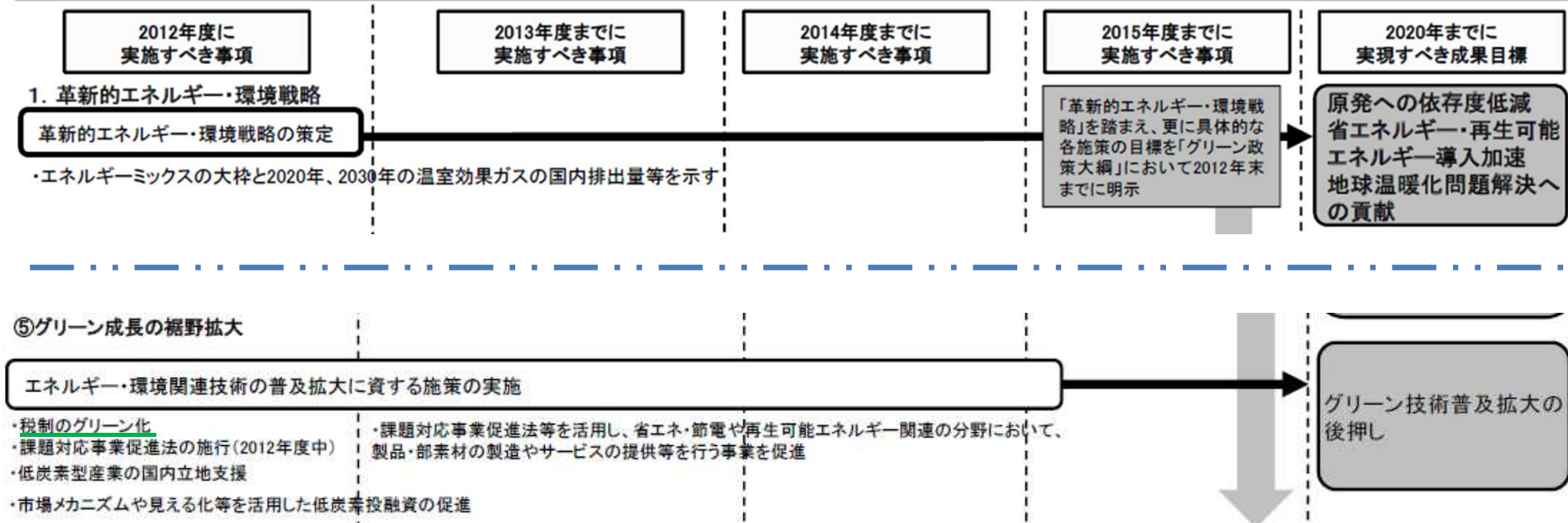
イノベーションとは、「これまでのモノ・仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと」を指し、グリーン・イノベーションとは、環境・エネルギー分野におけるイノベーションである

日本再生戦略について

- 日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)においては、2020年までに、50兆円超の環境関連新規市場、140万人の環境分野の新規雇用などを達成することを目標とする、グリーン成長戦略の中に、「税制のグリーン化」が位置付けられている。

日本再生に向けた改革工程表(抄)

(1) I 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 ～ グリーン成長戦略 ～



(出典)内閣官房国家戦略室HP公表資料を基に、みずほ情報総研において作成。

国連持続可能な開発会議(リオ+20)の成果文書 概要

総論

- ◆ 持続可能な開発に向けた政治的コミットメントを再確認。貧困撲滅は世界が直面する最大の挑戦。ミレニアム開発目標(MDGs)の達成が重要。持続可能な開発において人間が中心であることを認識。すべてのリオ原則及び過去のコミットメントを再確認。
- ◆ 過去20年間の経済成長・多様化等により得られた機会を捉える必要を認識。 持続可能な開発の追求に関与する主体及びステークホルダーの多様化を認識。
- ◆ 国連総会における人間の安全保障の議論に留意。
- ◆ GDPを補完する指標に関して、国連に対し、作業計画の立ち上げを要請。

グリーン経済

- ◆ 異なるアプローチを確認し、持続可能な開発を達成する上でグリーン経済は重要なツールと認識。
- ◆ グリーン経済の実施がそれを追求する国による共通の取組と認識。
- ◆ グリーン経済のツールボックスおよびベスト・プラクティスを各国と共有。
- ◆ 技術・イノベーションの重要性を確認。

制度的枠組み

- ◆ 経済社会理事会(ECOSOC)を経済、社会、環境分野における主要な組織として強化。持続可能な開発委員会(CSD)に代わり、第68回国連総会の開始(2013年9月)までに第1回ハイレベル政治フォーラムを開催する。
- ◆ 国連環境計画(UNEP)強化・格上げ: 普遍的メンバーシップ、資金強化、国連フォーラム内での調整能力を強化する。具体的内容については第67回国連総会(2012年9月~)で決議を採択。

行動的枠組みとフォローアップ

- ◆ 食料、水、エネルギー、海洋、気候変動、生物多様性、教育を始めとする26の分野別の取組について合意。
- ◆ 持続可能な都市については、3Rs(Reduce, Reuse, Recycle)、防災、資源効率性など経済、社会、環境の面で価値を有する都市づくりの重要性に合意。
- ◆ 防災については、兵庫行動枠組みの重要性、防災政策の主流化、すべての関係者が連携することの重要性等に合意。

SDGs

- ◆ 持続可能な開発目標(SDGs): 政府間交渉プロセスの立ち上げに合意。SDGsは2015年以降の国連開発アジェンダに整合的なものとして統合すべきことに合意。

実施手段

- ◆ (資金) 国連総会の下に政府間プロセスを立ち上げ、「持続可能な開発ファイナンス戦略」に関する報告書を作成。2014年までに政府間委員会による作業を終え、報告書を国連総会において検討する。
- ◆ (技術) 関連する国連機関に対し、環境に配慮した技術の開発、移転等を促進するメカニズムの選択肢を特定するよう要請。

税制全体のグリーン化に関連する規定

地球温暖化対策基本法案(平成22年10月8日閣議決定)(抄)

(地球温暖化対策のための税の検討その他の税制全体の見直し)

第十四条 国は、地球温暖化対策を推進する観点から、税制全体のグリーン化(環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。)を推進するものとする。

2 (略)

第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)(抄)

第2部 今後の環境政策の具体的な展開

第1章 重点分野ごとの環境政策の展開

第1節 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

[経済的インセンティブ等]

① 環境の視点からの経済的インセンティブの付与

税制については、諸外国の状況も含め、エネルギー課税、車体課税といった環境関連税制等による環境効果等を総合的・体系的に調査・分析することにより、税制全体のグリーン化を推進する。

環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)(抄)

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第二十二条 (略)

2 国は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的とする施策が、環境の保全上の支障を防止するための有効性を期待され、国際的にも推奨されていることにかんがみ、その施策に関し、これに係る措置を講じた場合における環境の保全上の支障の防止に係る効果、我が国の経済に与える影響等を適切に調査し及び研究するとともに、その措置を講ずる必要がある場合には、その措置に係る施策を活用して環境の保全上の支障を防止することについて国民の理解と協力を得るよう努めるものとする。この場合において、その措置が地球環境保全のための施策に係るものであるときは、その効果が適切に確保されるようにするため、国際的な連携に配慮するものとする。

汚染者負担の原則(PPP: Polluter Pays Principle)

OECD「環境政策の国際経済面に関する指針原則の理事会勧告」(1972年)における定義

- 希少な環境資源の合理的利用を促進し、且つ国際貿易及び投資における、歪みを回避するための汚染の防止と規制措置に伴う費用の配分について用いられるべき原則。
- 汚染者が受容可能な状態に環境を保つために公的当局により決められた上記の措置を実施するに伴う費用を負担すべきであるということを意味。換言すれば、措置の費用は、その生産と消費の過程において汚染を引き起こす財及びサービスのコストに反映されるべき。
- 措置を講じるに際して、貿易と投資に著しい歪みを引き起こすような補助金を併用してはならない。

(出典)環境省編『環境基本計画 環境の世紀への道しるべ』2001年、209頁

参考:第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)(抄)

第1部 環境の状況と環境政策の展開の方向

第3章 環境政策の原則・手法

(1)環境政策における原則等

○汚染者負担の原則等

環境保全のための措置に関する費用の配分の基準としては、「汚染者負担の原則」を活用し、環境汚染防止のコストを、価格を通じて市場に反映することで、希少な環境資源の合理的な利用を促進することが重要である。また、我が国の汚染者負担原則は、汚染の修復や被害者救済の費用も含めた正義と公平の原則として議論されてきたという点に留意する必要がある。今後も、事故や操業により生じる環境汚染防止のためのコストを製品、サービス価格に反映させることで、安全性や環境面にも配慮した企業経営、消費行動を促していくことが重要である。

我が国の租税原則について

我が国の租税基本原則

◆ 「公平・中立・簡素」の原則

（「平成19年度の税制改正に関する答申－経済活性化を目指して－」（平成18年12月1日税制調査会）より）

- ・ 公平：各人の負担能力（担税力）に応じて負担を分かち合うこと（※）
- ・ 中立：税制ができるだけ個人の選択や企業の経済活動を歪めないようにすること
- ・ 簡素：税制の仕組みをできるだけ簡素なものとし、納税者が理解しやすいものとするということ

◆ 「公平・透明・納得」の原則

（「平成22年度税制改正大綱～納税者主権の確立へ向けて～」（平成21年12月22日閣議決定）より）

- ・ 公平：同上
- ・ 透明：制度の内容が透明で分かりやすいこと
- ・ 納得：その制度に基づいて納税することについて納得できるものであること

※ 「公平」の原則には、水平的公平（等しい負担能力のある人には等しい負担を求めること）と垂直的公平（異なる世代を比較した場合の負担の公平が保たれていること）があり、さらに、近年では世代間の公平（それぞれの世代の受益と負担のバランスが保たれていること）が一層重要となっている。

2. 環境関連税制の現状(国内)

我が国の環境関連税制

税目 (課税主体)	課税対象	税率	税収 (24年度予算)	用途	
エネルギー課税	揮発油税 (国)	揮発油 製造場から移出し、又は保税地域から引き取るもの	48.6円/l (本則: 24.3円/l)	26,110億円	一般財源
	地方揮発油税 (国)		5.2円/l (本則: 4.4円/l)	2,793億円	一般財源 (都道府県、指定市及び市町村の一般財源としての全額譲与)
	石油ガス税 (国)	自動車用石油ガス 充てん場から移出し、又は保税地域から引き取るもの	17.5円/kg	220億円	一般財源 (税収の1/2は都道府県及び指定市の一般財源としての譲与)
	軽油引取税 (都道府県)	軽油 特約業者又は元売業者からの引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うもの	32.1円/l (本則: 15.0円/l)	8,902億円	一般財源
	航空機燃料税 (国)	航空機燃料 航空機に積み込まれるもの	18.0円/l ※H26.3までの特例税率 (本則: 26.0円/l)	566億円	空港整備等(税収の2/9は空港関係市町村及び空港関係都道府県の空港対策費として譲与)
	石油石炭税 (国)	原油・石油製品、ガス状炭化水素、石炭 採取場から移出し、又は保税地域から引き取るもの	・原油、石油製品 2,040円/kl ・LPG、LNG等 1,080円/t ・石炭 700円/t	5,460億円	燃料安定供給対策 (石油、可燃性天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図るための、石油及び天然ガス等の開発、備蓄などの措置)
			・原油、石油製品 760円/kl ・LPG、LNG等 780円/t ・石炭 670円/t	391億円	エネルギー需給構造高度化対策 (内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図るための、省エネルギー・新エネルギー対策等の措置及びエネルギー起源CO2排出抑制対策などの措置)
地球温暖化対策のための課税の特例	CO2排出量に応じた税率を上乗せ ※H24.10から施行。3年半かけて税率を段階的に引き上げ				
電源開発促進税 (国)	販売電気 一般電気事業者が販売するもの	375円/1000kwh	3,290億円	電源立地対策 (発電用施設周辺地域整備法の規定に基づく交付金の交付及び発電用施設の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置) 電源利用対策 (発電用施設の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための財政上の措置)	

計 47,341億円

車体課税	自動車重量税 (国)	自動車 自動車検査証の交付等を受ける検査自動車及び車両番号の指定を受ける届出軽自動車	[例]乗用車 車両重量0.5t・1年につき ・家用 4,100円 ・営業用 2,600円 (本則:いずれも2,500円)	7,032億円	一般財源 (税収の407/1000は、市町村の一般財源として譲与) 税収の一部を公害健康被害の補償費用として交付
	自動車税 (都道府県)	自動車 4月1日に所有する乗用車、トラック等	[例]乗用車・家用 総排気量1.5~2ℓ 39,500円/年	15,677億円	一般財源
	軽自動車税 (市町村)	軽自動車等 4月1日に所有する軽自動車、原動機付自転車等	[例]軽乗用車・家用 7,200円/年	1,810億円	一般財源
	自動車取得税 (都道府県)	自動車 取得する自動車	・家用 取得価額の5% ・営業用・軽自動車 " の3% (本則:いずれも3%)	2,068億円	一般財源

計 26,587億円

我が国の環境関連の税制措置のトレンド

○ 我が国においては、高度経済成長期における各種公害対策や自然保護に始まり、地球温暖化等の地球環境問題への対応、更には近年では安全確保を含めた持続可能な社会の構築に向け、規制措置等と相まって、政策上必要な範囲で、各種の税制措置が講じられてきた。

年代	環境関連の税制措置	環境分野のトレンド
昭和40年代 ～昭和50年代	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設に対する固定資産税の軽減(昭47～) ・国立公園等の区域内の土地を譲渡した場合の所得税等の特例措置(譲渡所得の特別控除)(昭48～) ・国立公園等に係る固定資産税の非課税(昭49～) ・事業者の汚染負荷量賦課金の法人税等の特例措置(損金算入)(昭49～) ・水濁法の特定施設設置工場等の汚水・廃液処理施設に係る固定資産税の軽減(昭51～) 	<p>○高度経済成長による公害・自然保護問題の表面化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染 ・水質汚濁 ・ごみ問題 ・自然破壊
昭和60年代 ～平成10年代	<ul style="list-style-type: none"> ・野生動植物の保護繁殖を目的とする認定特定公益信託への寄付金の法人税等の特例措置(損金算入)(平2～) ・エネルギー需給構造改革推進税制創設(特別償却・税額控除)(平4～) ・低公害車の燃料等供給設備に係る固定資産税の軽減(平9～) ・特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金制度に基づく積立金の法人税等の特例措置(損金算入)(平10～) ・自動車リサイクル設備に係る固定資産税の特例(平12～23) ・食品リサイクル設備に係る固定資産税の特例(平13～23) ・自動車税のグリーン化(平13～) ・石油石炭税の創設・電源開発促進税の引き下げ(平15～) 	<p>○地球環境問題の表面化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化問題 ・生物多様性の保全 ・廃棄物・資源循環問題
平成20年代～	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ住宅に係る所得税等の特例措置(平20～) ・バイオエタノール混合ガソリンに係る揮発油税等の特例(平20～) ・自動車重量税、自動車取得税のグリーン化(平21～) ・グリーン投資減税創設(平23～) ・地球温暖化対策のための税導入(平24～) ・車体課税の一層のグリーン化(平24～) ・汚染廃棄物等に係る処理施設の設置促進のための所得税等の特例措置(譲渡所得の特別控除)(平24～) 	<p>○持続可能な社会の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素社会 ・循環型社会 ・自然共生型社会 ・安全が確保される社会

(注) 年の表記は、年度を表している。

(出典) 環境省(庁)におけるこれまでの税制改正要望資料、各種環境白書等を基にみずほ情報総研作成。

環境関連の主な現行の税制措置

持続可能な社会

◇廃棄物の適正処理

- ・廃棄物処理施設に対する事業所税の非課税・軽減(課税標準の特例)
- ・ごみ処理施設や一般廃棄物最終処分場に係る固定資産税の軽減(課税標準の特例)
- ・廃棄物処理事業に使用する軽油に係る軽油引取税の免除 等

◇生物多様性の保全

- ・国立公園等に係る固定資産税の非課税
- ・国立公園等の区域内の土地を譲渡する場合の特例(譲渡所得の特別控除)
- ・国立公園特別保護地区等に存する土地を相続した場合における相続税の特例措置(物納劣後財産に該当しないものとみなす措置) 等

循環型社会

自然共生型社会

◇地球温暖化対策のための税

- ・石油石炭税の税率の特例(CO2排出量に応じた税率の上乗せ)

◇再生可能エネルギー促進

- ・再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の軽減(課税標準の特例)

◇環境関連投資促進税制

- ・環境関連投資に係る投資型減税(法人税の特別償却等)

◇車体課税のグリーン化

- ・環境性能に優れた自動車に係る
 - ・自動車重量税の見直し・エコカー減税
 - ・自動車取得税の軽減(エコカー減税)
 - ・自動車税のグリーン化特例(軽課・重課)

◇省エネ住宅等

- ・住宅の省エネルギーフォームに係る投資型減税(所得税額の特別控除)
- ・省エネルギーフォームをした住宅に係る固定資産税の軽減

◇バイオ燃料

- ・バイオエタノール混合ガソリンに係る揮発油税等の特例(混和分の控除) 等

低炭素社会

◇低公害型社会の実現

- ・公害防止施設に係る事業所税の軽減(課税標準の特例)
- ・公害防止施設に係る固定資産税の軽減(課税標準の特例)

◇東日本大震災からの復旧・復興

- ・汚染廃棄物等に係る処理施設の設置促進のための所得税等の特例措置(譲渡所得の特別控除) 等

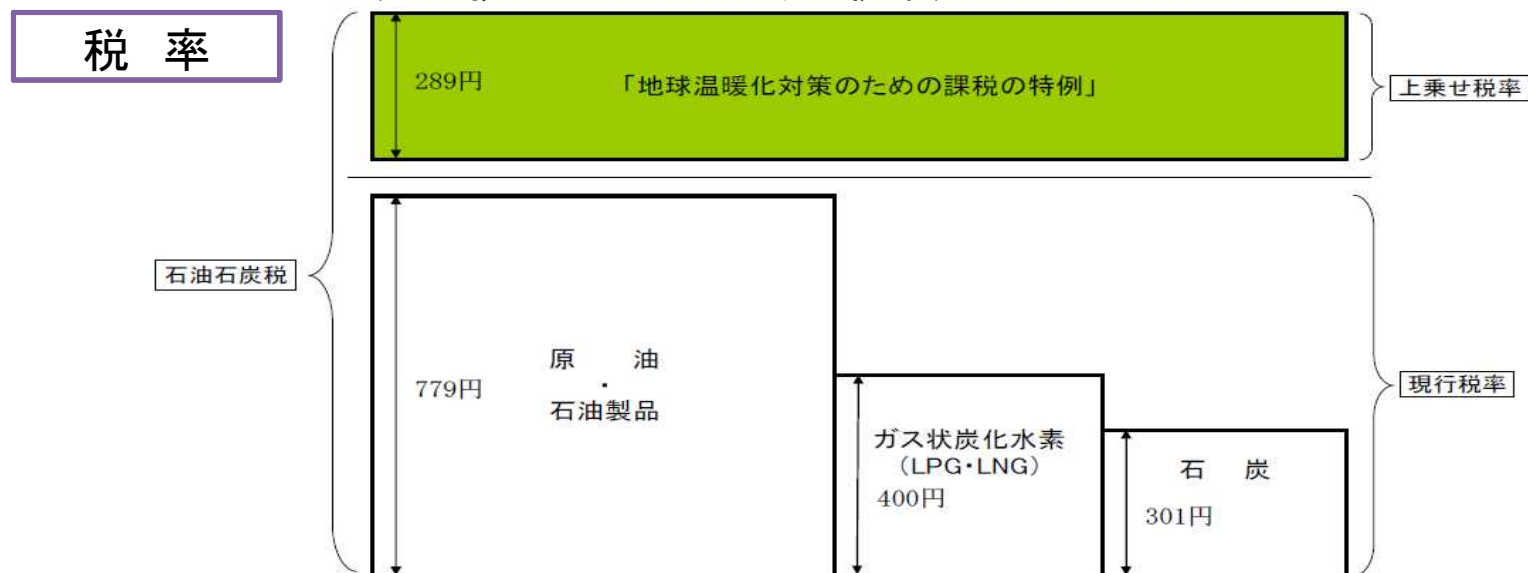
安全が確保される社会

※ その他、基盤的措置として、環境関連を含む研究開発促進のための法人税額の特別控除(R&D税制)がある。

「地球温暖化対策のための税」について

- 全化石燃料に対してCO2排出量に応じた税率(289円/CO2トン)を上乗せ
- 平成24年10月から施行し、3年半かけて税率を段階的に引上げ
- 税収は、我が国の温室効果ガスの9割を占めるエネルギー起源CO2排出抑制施策に充当

〈CO2排出量1トン当たりの税率〉



段階施行

課税物件	現行税率	H24年10/1~	H26年4/1~	H28年4/1~
原油・石油製品 [1kℓ当たり]	(2,040円)	+250円 (2,290円)	+250円 (2,540円)	+260円 (2,800円)
ガス状炭化水素 [1t当たり]	(1,080円)	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)
石炭 [1t当たり]	(700円)	+220円 (920円)	+220円 (1,140円)	+230円 (1,370円)

※()は石油石炭税の税率。

税収

初年度: 391億円 / 平年度: 2,623億円

➡ 再生可能エネルギー大幅導入、省エネ対策の抜本強化等に活用 11

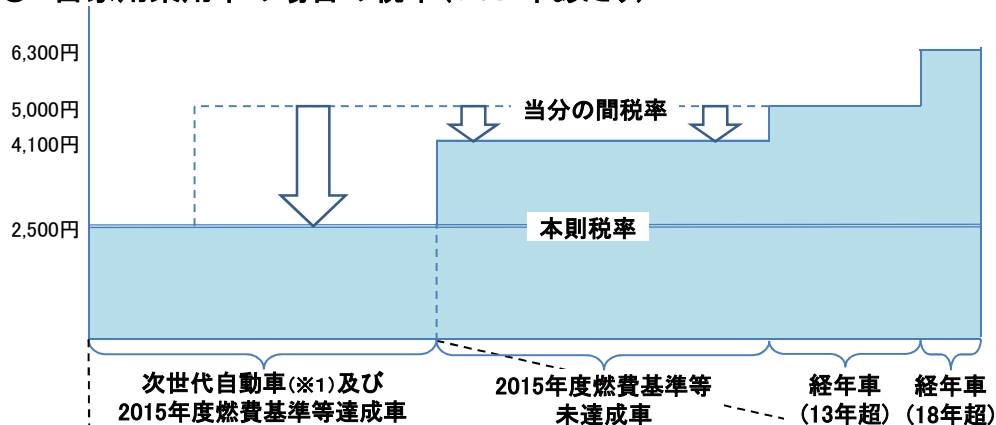
2. 環境関連税制の現状(国内)

車体課税のグリーン化(平成24年度税制改正)

自動車重量税の見直し (エコカー減税 適用期限) ~H27.4.30

- 燃費等の環境性能に関する一定の基準を満たしている自動車には本則税率を適用。
- それ以外の自動車に適用される「当分の間税率」について、13年超の自動車を除き、引下げ。
- 「エコカー減税」について、燃費基準等の切り替えを行うとともに、特に環境性能に優れた自動車に対する軽減措置を拡充した上で、3年延長。

○ 自家用乗用車の場合の税率(0.5t・年あたり)



	車検1回目 (~3年)	車検2回目 (~5年)	車検3回目 (~7年)	車検4回目 以降
次世代自動車及び 2015年度燃費基準 +20% 等	免税	50%軽減	本則	本則
2015年度燃費基準 +10% 等	75%軽減	本則	本則	本則
2015年度燃費基準 達成 等	50%軽減	本則	本則	本則

※2

※1 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)、ハイブリッド自動車(2015年度燃費基準+20%超過達成のものに限る)

※2 車検証の交付等の時点において一定の燃費基準等(現時点では2015年度基準:自動車の燃費基準等の切り替えに応じ変更)を満たしている車については、本則税率を適用。

自動車取得税におけるエコカー減税 (適用期限) ~H27.3.31

- 最新の燃費基準への切り替え等を行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、3年延長。

区 分		軽減率
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)、クリーンディーゼル乗用車(ポスト新長期規制適合)、ハイブリッド車(★★★★かつ2015年度燃費基準+20%達成に限る。)		非課税
ガソリン車のうち、★★★★かつ2015年度燃費基準+20%達成		75% 軽減
ガソリン車 ハイブリッド車	★★★★かつ2015年度燃費基準+10%達成	
	★★★★かつ2015年度燃費基準達成	

※3 ★★★★★ : 2005年度排出ガス基準75%低減達成。

※4 ポスト新長期規制 : ディーゼル車等において、2009年以降に適用される排出ガス規制。

自動車税におけるグリーン化特例 (適用期限) ~H26.3.31

- 税収中立を前提としつつ、軽課における燃費基準の最新基準への切り替え等を行った上で、2年延長。

■軽課

対 象 車	内 容
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)	税率を概ね 50%軽減
★★★★かつ2015年度燃費基準+20%達成	
★★★★かつ2015年度燃費基準+10%達成	
★★★★かつ2015年度燃費基準達成	税率を概ね 25%軽減

■重課

対 象 車	内 容
新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	税率より概 ね10%重課 (毎年)
新車新規登録から13年を超えているガソリン車(又はLPG車)	

※5 税率の軽減は、2012年度及び2013年度の新車新規登録の翌年度1年間。

2. 環境関連税制の現状(国内)

未定稿

地方における税制のグリーン化の状況

(平成24年4月現在)

各地方公共団体における環境保全関連の税

分野	課税措置の例	都道府県／市町村名	税収額 (億円)
廃棄物・リサイクル対策	産業廃棄物税等(最終処分場等への産業廃棄物の搬入に課税【法定外目的税】)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、熊本県、宮崎県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県、福岡県北九州市 【計28件】	81※1
森林・水源環境の保全	森林環境税等(森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税)	高知県、岡山県、鳥取県、島根県、山口県、愛媛県、熊本県、鹿児島県、岩手県、福島県、静岡県、滋賀県、兵庫県、奈良県、大分県、宮崎県、山形県、神奈川県、富山県、石川県、和歌山県、広島県、長崎県、秋田県、茨城県、栃木県、長野県、福岡県、佐賀県、愛知県、宮城県、山梨県、岐阜県 【計33件】	267※2
原発立地及び周辺地域の安全対策等	核燃料税(発電用原子炉への核燃料の挿入に課税【法定外普通税】)	福井県、福島県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県 【計11件】	232※1
	核燃料等取扱税(放射性廃棄物の発生等に課税【法定外普通税】)	茨城県	12※1
	核燃料物質等取扱税(ウランの濃縮等に課税【法定外普通税】)	青森県	151※1
	使用済核燃料税(使用済核燃料の貯蔵に課税【法定外普通税】)	鹿児島県薩摩川内市	4※1
	使用済核燃料税(使用済核燃料の保管に課税・【法定外目的税】)	新潟県柏崎市	6※1
その他	砂利採取税等(砂利等の採取に課税【法定外普通税・法定外目的税】)	京都府城陽市、神奈川県中井町、神奈川県山北町 【計3件】	0.3※1,3
	歴史と文化の環境税(有料駐車場に駐車する台数に課税【法定外普通税】)	福岡県太宰府市	0.6※1
	乗鞍環境保全税(乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数に課税【法定外目的税】)	岐阜県	0.2※1
	遊漁税(河口湖での遊漁行為に課税【法定外目的税】)	山梨県富士河口湖町	0.1※1
	環境協力税(旅客船等により各村へ入域する行為に課税【法定外目的税】)	沖縄県伊是名村、沖縄県伊平屋村、沖縄県渡嘉敷村 【計3件】	0.2※1,4

※1 総務省資料「平成23年度法定外税の実施状況」に記載された値を基に作成。
 ※2 森林環境税の税収額は各県のホームページに記載された値もしくは各県担当者へのヒアリング調査に基づく平年度ベースの税収見込額または平成22年度の税収額を基に作成。
 ※3 京都府城陽市の砂利採取税は、平成23年6月1日より法定外目的税として施行。(従前は法定外普通税であり、平成22年度決算額は法定外普通税としての税収)
 ※4 沖縄県渡嘉敷村の環境協力税の税収額は、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。

環境関連の租税特別措置等による環境効果の例

名称	税目	概要	効果
バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例	揮発油税、地方揮発油税	○バイオ由来燃料を混合したガソリンの普及促進を図るため、バイオ由来燃料を混合してガソリンを製造した場合に、当該混合分に係る揮発油税及び地方揮発油税の免税をする。(平成20年度～)	○適用件数(適用事業者数) 平成20年度 6件(3社)※ 平成21年度 80件(13社) ※本税制措置の創設は平成21年2月25日からであり、平成20年度の適用件数は約1ヶ月間のもの。 ○適用数量 平成20年度 約0.7万KL 平成21年度 約8.3万KL
再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置	固定資産税	○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスに限る。)を電気に変換する一定の設備で同法に規定する認定を受けたものを取得する場合における当該設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2/3とする。(平成21年度～)	○太陽光発電導入量(発電出力:kW) 平成20年度 214.4万 kW 平成21年度 262.7万 kW ○産業用太陽光太陽光電池出荷量 平成20年度 : 38,740kW(税制導入前) 平成21年度 : 74,396kW(税制導入後) 平成22年度 : 196,923kW ※24年度から、対象設備を「政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備」から「再生可能エネルギー発電設備」に変更
公害防止用設備(汚水・廃液処理施設)に対する課税標準の特例	固定資産税	○公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する公害防止施設(汚水又は廃液処理施設)に係る固定資産税の課税標準について1/3の額とする。(昭和51年度～)	○水質分野の環境基準について、BOD、COD等の生活環境項目については、平成21年度の環境基準達成率は87.6%となっており(平成19年度:85.8%)、近年においても水質環境の改善が行われてきた。 ○近年においても、水質の総量削減計画によるCOD発生負荷量の低減が図られてきた。 ・東京湾 …平成16年 211 トン/日 平成21年 183 トン/日 ・伊勢湾 …平成16年 186 トン/日 平成21年 158 トン/日 ・瀬戸内海…平成16年 561 トン/日 平成21年 468 トン/日

2. 環境関連税制の現状(海外)

諸外国における温暖化対策に関連する主な税制改正の経緯

1980年代からの環境問題に対する関心の高まり、気候変動枠組条約国際交渉(1990年～)など		
・1990年	フィンランド	いわゆる炭素税(Additional duty)導入
・1991年	スウェーデン	二酸化炭素税(CO2 tax)導入
	ノルウェー	二酸化炭素税(CO2 tax)導入
1992年 気候変動枠組条約採択【1994年3月発効】、6月 地球サミット(リオデジャネイロ)		
・1992年	デンマーク	二酸化炭素税(CO2 tax)導入
	オランダ	一般燃料税(General fuel tax)導入
・1993年	イギリス	炭化水素油税(Hydrocarbon oil duty)の段階的引上げ(～1999年)
・1996年	オランダ	規制エネルギー税(Regulatory energy tax)導入
1997年 京都議定書採択【2005年2月発効】		
・1999年	ドイツ	鉱油税(Mineral oil tax)の段階的引上げ(～2003年)、電気税(Electricity tax)導入
	イタリア	鉱油税(Excises on mineral oils)の改正(石炭等を追加)
・2001年	イギリス	気候変動税(Climate change levy)導入
・2001年	ドイツ	再生可能エネルギー法による固定価格買取制度(FIT)開始
<参考>2003年10月「エネルギー製品と電力に対する課税に関する枠組みEC指令」公布【2004年1月発効】 :各国はエネルギー製品及び電力に対して最低税率を上回る税率を設定		
・2004年	オランダ	一般燃料税を既存のエネルギー税制に統合(石炭についてのみ燃料税として存続(Tax on coal))。規制エネルギー税をエネルギー税(Energy tax)に改組
・2005年	EU	EU域内排出量取引制度(EU-ETS)開始
・2006年	ドイツ	鉱油税をエネルギー税(Energy tax)に改組(石炭を追加)
・2007年	フランス	石炭税(Coal tax)導入
・2008年	スイス	二酸化炭素税(CO2 levy)導入
・2010年	アイルランド	炭素税(Carbon tax)導入
・2011年	スウェーデン	エネルギー税(Energy Tax)の改正(課税基準を熱量ベースに変更、税率引上げ)
・2012年	オーストラリア	炭素価格付け制度(Carbon Pricing Mechanism)導入

(参考1) 欧州委員会は、2011年4月に、現行のエネルギー税制指令の改定案を公表。加盟国のエネルギー税の最低税率を、CO2排出量に基づく税率として、CO2-1トン当たり€20とすること等を提案。
(出典) 各国政府及びOECD資料

2. 環境関連税制の現状(海外)

未定稿

日本とEU諸国のエネルギー課税の税率の比較

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス	電気
日本	56.60 (円/ℓ) 揮発油税 : 53.80 石油石炭税 : 2.80 (うち地球温暖化対策のための税 : 0.76)	34.9 (円/ℓ) 軽油引取税 : 32.10 石油石炭税 : 2.80 (うち地球温暖化対策のための税 : 0.76)	2.80 (円/ℓ) 石油石炭税 : 2.80 (うち地球温暖化対策のための税 : 0.76)	1.37 (円/kg) 石油石炭税 : 1.37 (うち地球温暖化対策のための税 : 0.67)	1.86 (円/kg) 石油石炭税 : 1.86 (うち地球温暖化対策のための税 : 0.78)	0.63 (円/kwh) 電源開発促進税 : 0.375 石油石炭税 : 0.255 (うち地球温暖化対策のための税 : 0.11)
イギリス	83.33 (円/ℓ) 炭化水素油税 : 83.33	83.33 (円/ℓ) 炭化水素油税 : 83.33	15.39 (円/ℓ) 炭化水素油税 : 15.39	1.90 (円/kg) 気候変動税 : 1.90	4.50 (円/kg) 気候変動税 : 4.50	0.70 (円/kWh) 気候変動税 : 0.70
ドイツ	78.04 (円/ℓ) エネルギー税 : 78.04	56.09 (円/ℓ) エネルギー税 : 56.09	2.68 (円/ℓ) エネルギー税 : 2.68	1.01 (円/kg) エネルギー税 : 1.01	12.19 (円/kg) エネルギー税 : 12.19	2.44 (円/kWh) 電気税 : 2.44
フランス	72.36 (円/ℓ) 石油産品内国消費税 : 72.36	51.08 (円/ℓ) 石油産品内国消費税 : 51.08	1.99 (円/ℓ) 石油産品内国消費税 : 1.99	1.01 (円/kg) 石炭税 : 1.01	2.64 (円/kg) 天然ガス消費税 : 2.64	- 地方電気税 : 従価税 (注5)
オランダ	85.64 (円/ℓ) 鉱油税 : 85.64	85.64 (円/ℓ) 鉱油税 : 85.64	3.64 (円/ℓ) 鉱油税 : 3.64	1.61 (円/kg) 石炭税 : 1.61	30.58~1.52 (円/kg) エネルギー税 : 30.58~1.52	13.59~0.060 (円/kWh) エネルギー税 : 13.59~0.060
フィンランド	77.55 (円/ℓ) 液体燃料税 エネルギー税 : 60.05 CO2税 : 16.69 戦略備蓄料 : 0.81	55.98 (円/ℓ) 液体燃料税 エネルギー税 : 36.61 CO2税 : 18.96 戦略備蓄料 : 0.42	22.40 (円/ℓ) 液体燃料税 エネルギー税 : 10.48 CO2税 : 11.59 戦略備蓄料 : 0.33	15.27 (円/kg) 電気・特定燃料税 エネルギー税 : 6.50 CO2税 : 8.63 戦略備蓄料 : 0.14	30.42 (円/kg) 電気・特定燃料税 エネルギー税 : 17.07 CO2税 : 13.17 戦略備蓄料 : 0.19	0.84 (円/kWh) 電気・特定燃料税 エネルギー税 : 0.82 CO2税 : - 戦略備蓄料 : 0.02
デンマーク	70.70 (円/ℓ) 鉱油エネルギー税 : 63.85 CO2税 : 6.85	52.62 (円/ℓ) 鉱油エネルギー税 : 45.77 CO2税 : 6.85	42.16 (円/ℓ) 鉱油エネルギー税 : 34.80 CO2税 : 7.36	33.48 (円/kg) 石炭税 : 26.62 CO2税 : 6.86	63.90 (円/kg) 天然ガス税 : 54.94 CO2税 : 8.97	12.90 (円/kWh) 電気税 : 11.88 CO2税 : 1.02
EU最低税率	42.81 (円/ℓ)	39.35 (円/ℓ)	1.61 (円/ℓ)	0.46 (円/kg)	1.20 (円/kg)	0.06 (円/kWh)

(注1) 税率は2012年4月現在(ただし、日本の地球温暖化対策のための税は平年度(平成28年4月以降)の税率である。)
(注2) 使途は基本的に一般財源(ただし、ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路・交通関連等の支出に充てることが法令上定められている、等の例外がある。)
(注3) ガソリン及び軽油については無鉛・交通用、重油、石炭、天然ガス及び電気については事業用を前提としている。その他、各種減免措置あり。
(注4) イギリスのガソリンは無鉛、軽油は交通用の税率。また、石炭、天然ガス及び電気に対する気候変動税については事業用のみ課税される。税率は2012年1月又は4月以降に適用される値を採用。
(注5) ドイツのガソリンは無鉛・低硫黄、軽油は交通用の低硫黄、重油、天然ガス及び電気は事業用の税率。
(注6) フランスのガソリンは無鉛の税率。また、石炭税及び天然ガス消費税は事業用のみ課税される。電気に対しては地方電気税があり、課税標準は契約電力によって異なる(税抜電気料金の0~80%)。税率は自治体によって異なり、市で最大8%、県で最大4%である。
(注7) オランダのガソリンは無鉛、軽油は有鉛、天然ガス及び電気は事業用の税率。
(注8) フィンランドのガソリンは無鉛、軽油は無硫黄、電気は工業・温室内の税率。CO2税はCO2排出量1トン当たり輸送用燃料(上記表ではガソリン、軽油)は50ユーロ、加熱用燃料(重油、石炭、天然ガス)は30ユーロに設定されており、表中で網掛けをしている。
(注9) デンマークのガソリンは無鉛、軽油は石油製品(CO2税)及び交通用(鉱油エネルギー税)、重油は非動力用、電気は非居住用の税率。なお、デンマークのCO2税はCO2排出量1トン当たり150デンマーク・クローネに設定されており、表中では網掛けをしている。
(備考1) 各国政府資料の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/l)・0.65(kg/m³)を、石炭・天然ガスについては「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省・環境省令第3号)」による係数25.7(GJ/t)・43.5(MJ/m³)を用いて単位をそろえている。原油・石油製品に対して課税されている場合におけるガソリン、軽油及び重油の税率は、同令による「原油」の係数を用いて換算している。
(備考2) 為替レート: 1ポンド=約136.67円、1ユーロ=約119.24円、1デンマーク・クローネ=約16.01円(2009~2011年の為替レート(TTM)の平均値、三菱東京UFJ銀行)

2. 環境関連税制の現状(海外)

未定稿

日本とEU諸国のCO2排出量1トン当たりのエネルギー課税の税率の比較

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス
日本	24,241 (円) 揮発油税 : 23,173 石油石炭税 : 1,068 〔うち地球温暖化対策のための税:289〕	13,486 (円) 軽油引取税 : 12,418 石油石炭税 : 1,068 〔うち地球温暖化対策のための税:289〕	1,068 (円) 石油石炭税 : 1,068 〔うち地球温暖化対策のための税:289〕	590 (円) 石油石炭税 : 590 〔うち地球温暖化対策のための税:289〕	689 (円) 石油石炭税 : 689 〔うち地球温暖化対策のための税:289〕
イギリス	35,892 (円) 炭化水素油税 : 35,892	32,236 (円) 炭化水素油税 : 32,236	5,680 (円) 炭化水素油税 : 5,680	816 (円) 気候変動税 : 816	1,319 (円) 気候変動税 : 1,319
ドイツ	33,614 (円) エネルギー税 : 33,614	21,699 (円) エネルギー税 : 21,699	989 (円) エネルギー税 : 989	434 (円) エネルギー税 : 434	3,574 (円) エネルギー税 : 3,574
フランス	31,167 (円) 石油産品内国消費税:31,167	19,760 (円) 石油産品内国消費税:19,760	734 (円) 石油産品内国消費税 : 734	434 (円) 石炭税 : 434	774 (円) 天然ガス消費税 : 774
オランダ	36,887 (円) 鉱油税 : 36,887	33,130 (円) 鉱油税 : 33,130	1,342 (円) 鉱油税 : 1,342	692 (円) 石炭税 : 692	8,966~446 (円) エネルギー税 : 8,966~446
フィンランド	33,403 (円) 液体燃料税 エネルギー税 : 25,865 CO2税 : 7,189 戦略備蓄料 : 349	21,656 (円) 液体燃料税 エネルギー税 : 14,163 CO2税 : 7,335 戦略備蓄料 : 162	8,267 (円) 液体燃料税 エネルギー税 : 3,868 CO2税 : 4,277 戦略備蓄料 : 122	6,561 (円) 電気・特定燃料税 エネルギー税 : 2,793 CO2税 : 3,708 戦略備蓄料 : 60	8,919 (円) 電気・特定燃料税 エネルギー税 : 5,005 CO2税 : 3,861 戦略備蓄料 : 56
デンマーク	30,452 (円) 鉱油エネルギー税 : 27,502 CO2税 : 2,950	20,356 (円) 鉱油エネルギー税 : 17,706 CO2税 : 2,650	15,559 (円) 鉱油エネルギー税 : 12,843 CO2税 : 2,716	14,384 (円) 石炭税 : 11,437 CO2税 : 2,947	18,734 (円) 天然ガス税 : 16,107 CO2税 : 2,630
EU最低税率	18,439 (円)	15,223 (円)	594 (円)	198 (円)	352 (円)

(注1) 税率は2012年4月現在(ただし、日本の地球温暖化対策のための税は平年度(平成28年4月以降)の税率である。)

(注2) 用途は基本的に一般財源(ただし、ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路・交通関連等の支出に充てることが法令上定められている、等の例外がある。)

(注3) ガソリン及び軽油については無鉛・交通用、重油、石炭、天然ガス及び電気については事業用を前提としている。その他、各種減免措置あり。

(注4) イギリスのガソリンは無鉛、軽油は交通用の税率。また、石炭、天然ガス及び電気に対する気候変動税については事業用のみ課税される。税率は2012年1月又は4月以降に適用される値を採用。

(注5) ドイツのガソリンは無鉛・低硫黄、軽油は交通用の低硫黄、重油、天然ガス及び電気は事業用の税率。

(注6) フランスのガソリンは無鉛の税率。また、石炭税及び天然ガス消費税は事業用のみ課税される。電気に対しては地方電気税があり、課税標準は契約電力によって異なる(税抜電気料金の0~80%)。税率は自治体によって異なり、市で最大8%、県で最大4%である。

(注7) オランダのガソリンは無鉛、軽油は有鉛、天然ガス及び電気は事業用の税率。

(注8) フィンランドのガソリンは無鉛、軽油は無硫黄、電気は工業・温室内の税率。CO2税はCO2排出量1トン当たり輸送用燃料(上記表ではガソリン、軽油)は50ユーロ、加熱用燃料(重油、石炭、天然ガス)は30ユーロに設定されており、表中で網掛けをしている。

(注9) デンマークのガソリンは無鉛、軽油は石油製品(CO2税)及び交通用(鉱油エネルギー税)、重油は燃料油、天然ガスは非動力用、電気は非居住用の税率。なお、デンマークのCO2税はCO2排出量1トン当たり150デンマーク・クローネに設定されており、表中では網掛けをしている。

(注10) EUの最低税率はEC指令で定められており、ガソリンは動力用・無鉛、軽油は動力用・無鉛、重油は加熱・事業用、石炭は加熱・事業用、天然ガスは加熱・事業用、電気は事業用の税率。

(備考1) 各国政府資料の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/l)・0.65(kg/m³)、及び環境省・経済産業省「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省・環境省令第3号)」により、ガソリンは「ガソリン」、重油は「A重油」、石炭は「一般炭」、天然ガスは日本については「液化天然ガス」、その他の国については「天然ガス」の係数を用いて換算している。原油・石油製品に対して課税されている場合におけるガソリン、軽油及び重油の税率は、同令による「原油」の係数を用いて換算している。

(備考2) 為替レート: 1ポンド=約136.67円、1ユーロ=約119.24円、1デンマーク・クローネ=約16.01円(2009~2011年の為替レート(TTM)の平均値、三菱東京UFJ銀行)

2. 環境関連税制の現状(海外)

未定稿

諸外国における車体課税の状況

国名	デンマーク			オランダ		フィンランド		イギリス	フランス			ドイツ	アメリカ		
課税段階	取得	保有又は利用		取得	保有又は利用	取得	保有又は利用	保有又は利用	保有又は利用			保有又は利用	保有又は利用		
税目	登録税	乗用車 グリーン税	自動車 重量税	登録税	年間 走行税	自動車税	車両税	自動車税	自動車 保有税 (注1)	車軸税	自動車 登録税 (注1)	自動車税	自動車 登録税 (注2)	一般道路自 動車利用税	
課税主体	国	国	国	国	国 (注3)	国	国	国	国	国	地方	国	地方	国	
課税標準	ガソリン車	車両価格 及び 燃費	10あたり 走行距離	—	車両価格 及び CO2 排出量	車両重量	車両価格 及び CO2 排出量	車両重量	CO2 排出量	CO2 排出量 又は課税馬 力(モーター出 力及び CO2 排出量)	—	課税馬力 (モーター出力 及び CO2 排 出量)	排気量及び CO2 排出量	車両重量	—
	トラック	車両価格 及び 燃費	—	車軸数 及び 車両総重量 等	車両価格 及び CO2 排出量	車軸数 及び 車両総重量 等	車両価格 及び CO2 排出量	車軸数 及び 車両総重量 等	車軸数 及び 車両総重量 等	—	車軸数 及び 車両総重量 等	課税馬力 (モーター出力 及び CO2 排 出量)	車両総重量 及び 汚染区分 等	車両総重量 等	車両総重量
使途	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源	特定財源 (注4)	特定財源 (注4)

- (注1)フランスでは、業務用乗用車に対して自動車保有税は課されず、社用自動車税が課される。また、自動車取得後初めての自動車登録証交付時には、自動車登録税に加えて自動車登録税付加税および自動車登録税割増税が課税されるが、自動車登録税は初めての自動車登録証交付時においてのみだけでなく、自動車登録証が交付される度に課税されるため、自動車の保有又は利用に係る課税として上記表に分類している。
- (注2)アメリカの自動車登録税はニューヨーク州の例。
- (注3)オランダの年間走行税は国が課しているが、年間総行成に上乗せされる付加税が地方の税収となる。
- (注4)アメリカの自動車登録税及び一般道路自動車利用税の税収はそれぞれ州道路・橋りょう信託基金、連邦道路信託基金に充当される。

(※)平成23年度第17回税制調査会(11月15日)財務省資料、「平成23年度諸外国における税制のグリーン化に関する調査及び地球温暖化対策のための税による影響調査業務報告書」(平成24年3月三菱総合研究所)を基に作成。

2. 環境関連税制の現状(海外)

未定稿

諸外国と我が国における環境関連税制の比較 ①

分野	諸外国の状況		我が国における状況	(参考)ハーマン・デイリー持続可能性原則との関係		
	課税措置の例	(主な)実施国		再生可能資源	再生不能資源	環境容量
低炭素社会	地球温暖化対策	エネルギー課税(炭素税)	フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、オランダ、イギリス、ドイツ	○(地球温暖化対策のための税等)	○	○
		車体課税(取得・保有・利用税)	デンマーク、オランダ、フィンランド、イギリス、フランス、ドイツ	○(車体課税のグリーン化等)		○
		フロン税(オゾン層破壊物質や含有製品の使用・販売行為等への課税)	米国、オーストラリア、デンマーク、ノルウェー	—		○
循環型社会	廃棄物・リサイクル対策	廃棄物税(廃棄物全般の処理行為、個別物品(注3)への課税)	ノルウェー、米国(ニュージャージー州等)、ベルギー(フランダー地方等)、カナダ(本国及びブリティッシュコロンビア州等)、デンマーク、オランダ、イタリア、英国、フィンランド、フランス、スウェーデン、スペイン(マドリッド州等)	○(産業廃棄物税等)		○
		食料容器税(ペットボトル等への課税)	フィンランド、ノルウェー、カナダ(オンタリオ州等)、オーストリア、ベルギー、米国(連邦)	—		○
		包装物税(プラスチック包装物、アルミニウム包装物等への課税)	イタリア、デンマーク、アイルランド、オランダ	—		○
	鉱物資源の保全	鉱物資源税(鉄鉱石等の採掘行為、生産量や生産利益等に応じて課税)	イスラエル、チリ、カナダ(ブリティッシュ・コロンビア州等)、英国、中国、ベトナム、オーストラリア、米国(アラバマ州)	—		○
		水資源の保全	上水税(上水の取水行為への課税)	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア州)、フィンランド、イタリア、オランダ、韓国、オーストリア、フランス、ドイツ(連邦及びバーデン・ヴュルテンベルク州等)、ギリシャ	△(河川、ダム貯水池の水使用に対する課徴金等)	○
	地下水税(地下水の取水行為への課税)		ベルギー(ワロン地域等)、オランダ	—		○
	漁業資源の保全	入漁税(漁業権の取得行為、漁業行為や漁業利益に応じて課税)	フィンランド、米国(アラスカ州等)	○(遊漁税(富士河口湖町)等)	○	

(注1) OECD/EEAデータベース (<http://www2.oecd.org/econstat/queries/index.htm>)、総務省「法定外税の概要(平成23年4月1日現在)」(http://www.soumu.go.jp/main_content/000128659.pdf)、諏訪園健司(編著)(2011)「図説 日本の税制」財経詳報社等よりみずほ情報総研が作成。(次頁も同じ)

(注2) 実施国は制度導入年が分かるものについては古いものから順に記載。(次頁も同じ)

(注3) ハーマン・デイリー持続可能性原則とは、以下をいう。(次頁も同じ)

- ①再生可能資源 : 土壌、水、森林、魚など「再生可能な資源」の持続可能な利用速度は、再生速度を超えるものであってはならない。
- ②再生不能資源 : 化石燃料、良質鉱石、化石水など「再生不可能な資源」の持続可能な利用速度は、再生可能な資源を持続可能なペースで利用することで代用できる程度を越えてはならない。
- ③環境容量 : 「汚染物質」の持続可能な排出速度は、環境がそうした物質を循環し、吸収し、無害化できる速度を超えるものであってはならない。

2. 環境関連税制の現状(海外)

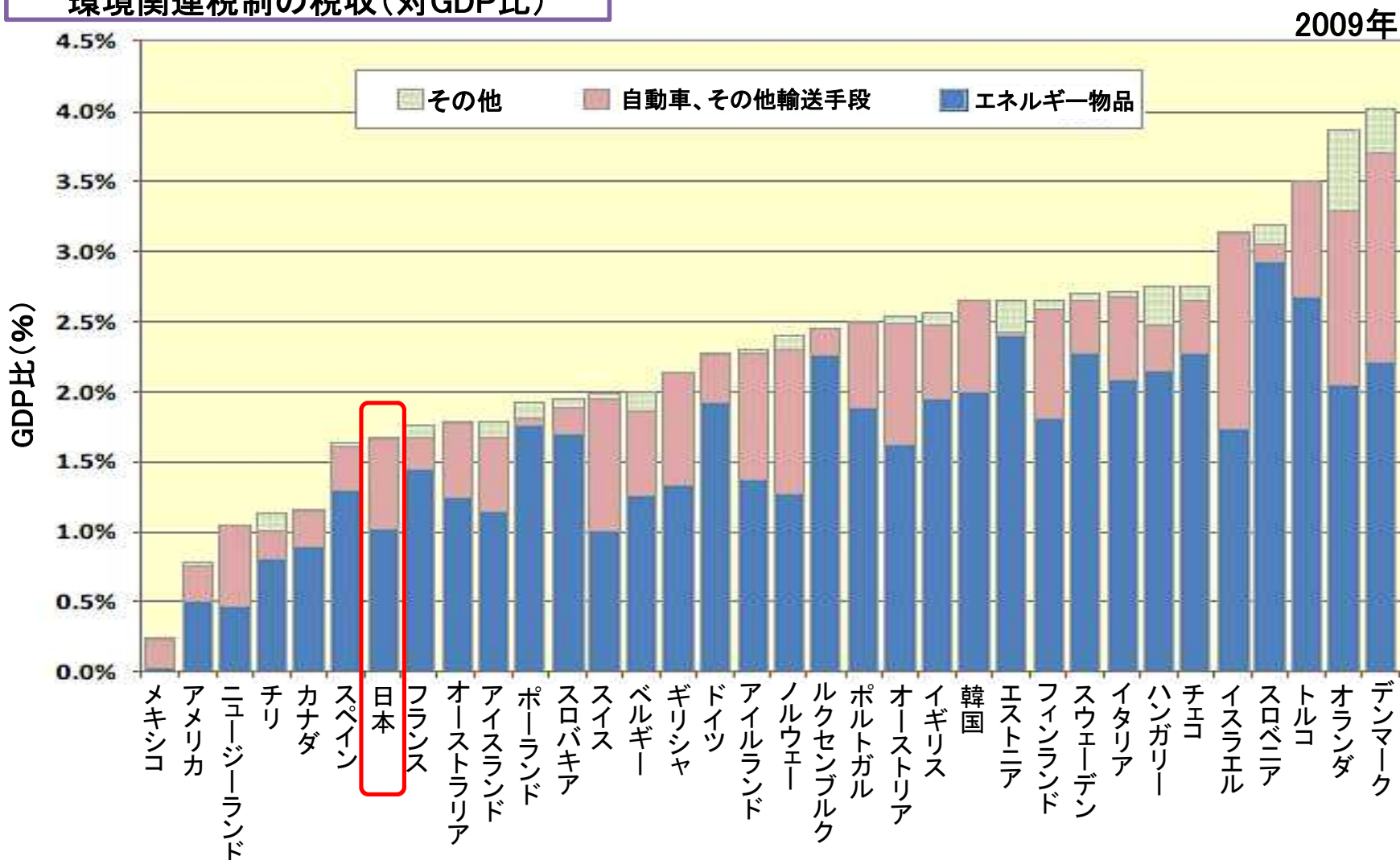
未定稿

諸外国と我が国における環境関連税制の比較 ②

分野	諸外国の状況		我が国における状況	(参考)ハーマン・デイリー持続可能性原則との関係			
	課税措置の例	(主な)実施国		再生可能資源	再生不能資源	環境容量	
自然共生型社会	自然環境の保全	森林保護税(植林せずに木を伐採する行為への課税)	オーストリア(ウィーン市)	○(森林環境税(例:石川県、高知県)等)	○		
		立木伐採税(立木の伐採行為への課税)	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア州)、米国(カリフォルニア州)	—	○		
		狩猟税(狩猟免許の資格取得行為への課税)	フィンランド、オランダ	○(狩猟税(例:千葉県、北海道)等)			○
		ペット税(飼犬への課税)	ドイツ、オーストリア、フィンランド、オランダ、中国	—			○
		入島税/エコ税(観光地への入場通行に課税)	エクアドル	○(環境協力税(沖縄県)など)			○
安全が確保される社会	公害対策全般	環境保護税(各種汚染物質の排出量に応じて課税)	フランス、オーストラリア	—		○	
	大気汚染の防止	大気汚染税(窒素酸化物、硫黄酸化物等の排出量に応じて課税)	韓国、イタリア、ハンガリー、デンマーク、オランダ	—		○	
	水質保全	水質汚染税(農薬、窒素・リン等の排出量に応じて課税)	スウェーデン、ベルギー(フランダース地方)、デンマーク、イタリア、オランダ	—	○	○	
	土壌環境の保全	土壌負荷税(土壌への排水行為に対する課税)	米国(ミネソタ州)、ハンガリー	—		○	
	騒音対策	騒音防止税(鉄道、道路、施設等からの騒音量に応じて課税)	ハンガリー	—		○	
		航空騒音税(航空機からの騒音に応じて課税)	オランダ、フランス、オーストラリア	△(航空機騒音課徴金等)		○	
	化学物質対策	有害化学物質税(塩素系溶剤等への課税)	デンマーク、米国(連邦、アラバマ州等)、カナダ(ケベック州)	—		○	
原子力対策	核燃料税(核燃料の使用等に応じて課税)	スウェーデン、スペイン(エクストレマドゥーラ州等)、ドイツ、スロバキア	○(核燃料税(例:福井県、福島県)等)		○		
	放射性廃棄物税(放射性廃棄物への課税)	スウェーデン、米国(サウスカリフォルニア州)、フィンランド、チェコ、ブルガリア、スペイン(アンダルシア州)	○(使用済核燃料税(新潟県柏崎市、鹿児島県薩摩川内市)など)		○		
その他	航空利用税(航空機利用者の出国や搭乗距離等に応じて課税)	オーストリア、英国、オーストラリア、南アフリカ、アイルランド、ドイツ	—		○		
	道路利用税(道路利用距離に応じて課税)	ニュージーランド	○(乗鞍環境保全税(岐阜県)など)		○		
	白熱電球税(白熱電球への課税)	南アフリカ	—		○		

OECD諸国における環境関連税制の税収(対GDP比)

環境関連税制の税収(対GDP比)



(注1) OECDによる「環境関連税制」(Environmentally Related Taxes)の定義は、以下のとおり。

- ・ 特に環境に関連するとみなされる課税物件に課される一般政府に対するすべての強制的・一方的な支払い
- ・ 税の名称及目的は基準とはならない
- ・ 税の用途が定まっているかは基準とはならない

(注2)「環境関連税制」の課税対象には、上記の「エネルギー物品」、「自動車、その他輸送手段」のほか、「廃棄物管理」、「オゾン層破壊物質」等がある。

(出典) OECD “Taxation, innovation and the Environment” (2011年9月)

欧州の環境税制改革(ETR)について

- 環境税制改革(従来の労働・資本に対する課税から、資源・エネルギーの利用や汚染排出など環境関連行為に対する課税にシフトすること)は、環境上の効果、経済・雇用の促進、環境技術・産業の誘発など様々な効果をもたらす重要な政策として、欧州諸国において種々の取組が行われている。

環境税制改革の効果の例

主な効果	主な内容
環境上の効果	- 環境税導入により炭素の相対価格が上昇し、エネルギー消費が減少。
経済・雇用の促進	- 環境税収の増加分を労働・資本に対する減税等に充当することによって、労働コストが削減され、労働力が拡大(欧州全域で100~600万人の雇用増加と予測)。 - 歳入面では一定規模の税収をもたらす手段。炭素同様、今後はエネルギー・資源に対する課税が重要。
環境技術・産業の誘発	- 従来技術と省エネ・省資源技術の相対価格が変化し、環境関連産業の技術革新に寄与。 ✓例えば、ドイツでは、政府の財政措置(省エネ住宅のローン減税等)により、環境関連産業の成長につながると期待。(GDPに占める環境関連産業のシェア:8%(2007年)→14%(2020年)) - 環境関連以外の産業においても、省エネ・省資源技術の利用により、生産性が向上。

欧州諸国の環境税制改革の取組の例

国	主な内容
スウェーデン	1991年に大規模財政改革の一環でCO2税、SOx税を導入。所得税、法人税等の減税を同時に実施。
デンマーク	1994-2002年に税収シフトを実施。家庭・産業部門にエネルギー・CO2税が課される一方、雇用主の社会保障負担を軽減。
オランダ	エネルギー税収を所得税減税等で労働者に還流するとともに、法人税削減、中小企業の大規模税額控除等を実施。
フィンランド	1990年に炭素税導入。1997年~1998年の環境税制改革は歳入中立を目的としたものではない(ただし、労働税減税分の一部については環境税増税と課税範囲の拡大によって相殺)。
ドイツ	1999年に気候変動対策及び社会保険料の引き下げを目的に環境税制改革を実施。2003年には「環境税制改革の更なる発展」に関する法律が成立し、環境政策上望ましくない租税特別措置の整理縮小と、鉱油税率引き上げを実施。
英国	埋立税(1996年)と気候変動税(2001年)の税収の一部を雇用主の社会保障負担軽減に還流(労働者の減税はなし)。
スイス	2008年輸送用を除く燃料に対しCO2税を導入。税収は健康保険などを通して企業・市民に還流。
アイルランド	2011年に炭素税導入。他の国々と異なり税収は還流されない。
フランス	2009年にCO2税導入を発表したが、憲法裁判所の違憲判決を受けて導入を断念。

炭素税の財政再建への有効性

- 欧州の炭素税制と財政再建に関する報告書(※)によると、欧州諸国の財政赤字の解消手段の税制として、炭素財政(Carbon fiscal)が他の税制と比べ少ないマクロ経済への影響で高い税収を得ることができることが示されている。

※ 「Carbon taxation and fiscal consolidation(炭素税と財政再建)」は、EUの環境NGO「European Climate Foundation」と「Green Budget Europe」が英国の戦略コンサルティング会社「Vivid Economics」に依頼し作成した報告書であり、本報告書はドイツ前財務大臣などの承認を受け、EU各国の財務大臣に提出されている。

主な内容

■ エネルギー税 : 財政収入を増やす魅力的な方法

- 直接税が2013年から2020年の間にエネルギー税と同一の収入を上げた場合、GDPに2倍の負の影響を及ぼす。間接税(VAT)のダメージは直接税よりは少ないが、依然としてエネルギー税よりも悪化する。その主な要因は、エネルギー税は、輸入エネルギーの削減につながる事が挙げられる。言い換えれば、生産や経済活動の低下は国外で行われることであり、エネルギーセキュリティを向上させる付加的な利点を持つ。
- 全ての税は雇用への影響を与えるが、VATは特に小売部門に多く掛かり、最も悪い影響を与える。
- エネルギー税は炭素排出量の削減にも効果的。2020年までにベースラインよりも相対的に1.5~2.5%の落下をもたらす。

■ 税の設計改善のためのスコープ

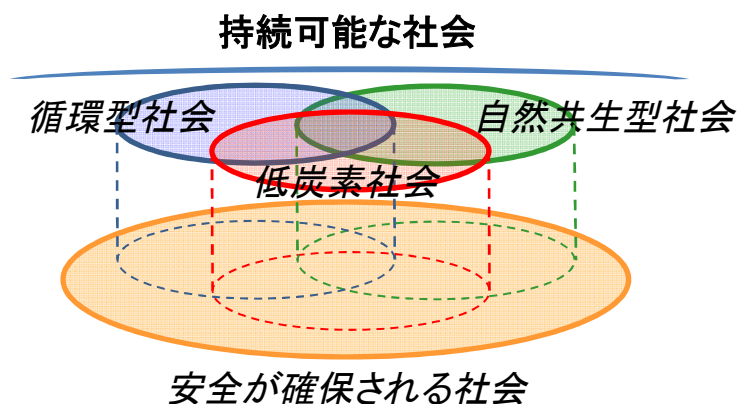
- 効果と効率性を最大化するために、暗黙的税率は行動変化を促すように十分に高く、また行動変化を確実にするため排出源にまたがって類似であるべき。またEU-ETSとの“二重負担”を防ぐため、EU-ETSでカバーされていない領域を対象とすべき。
- 現在の会計慣行は最適なものとはなっておらず、大きな排出源に課税されていないケースがある。これらの矛盾を解消する方向に改革が進めば効果も大きくなり、調査対象として選定された三カ国(スペイン、ポーランド、ハンガリー)の例ではGDPの1-1.3%に達し、各国の財政赤字解消に大きく貢献する。

第4次環境基本計画 ①

- 平成24年4月27日に閣議決定された第4次環境基本計画においては、目指すべき持続可能な社会の姿とともに、その実現を図るための環境政策の方向が示されている。

目指すべき持続可能な社会の姿

- 低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成
- その基盤として、「安全」を確保



持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向(今後の環境政策の展開の方向)

- ①政策領域の統合による持続可能な社会の構築(環境・経済・社会、環境政策分野間の連携)
- ②国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化(国益と地球益の双方の視点)
- ③持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
- ④地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

第4次環境基本計画 ②

9つの優先的に取り組む重点分野

1-1. 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

- 個人や事業者の環境配慮行動の浸透、環境配慮型商品・サービスの普及により、経済・社会のグリーン化を進める。
- 技術革新、新たな価値の創出や社会システムの変革を含むグリーン・イノベーションを推進。2020年に環境関連新規市場50兆円超、新規雇用140万人創出を目指す。

1-2. 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進

- 我が国の経験や技術を提供することによって、途上国において増大する環境負荷を低減するための支援を積極的に行っていく。
- 国益と地球益双方を確保するため、国際社会にとって公平で実効的な枠組み形成や国際協力に戦略的に取り組む。

1-3. 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

- 国民全体が森林、農地、河川、都市等の国土の有する価値を保全・増大させ、将来世代に引き継いでいく考え方を共有し、これに取り組んでいく社会を構築する。
- 持続可能な地域づくりのため、文化、人材、コミュニティを含む地域資源の活用を進め、地域づくりの担い手の育成と各主体間のネットワークの構築・強化を進める。
- 環境政策形成に資する環境情報の充実や環境影響評価制度の充実・強化に取り組む。

1-4. 地球温暖化に関する取組

- 2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。
- 2013年以降2020年までの期間については、エネルギー政策と一体的に見直しを行っていく中で策定する新たな温暖化対策の計画に基づき、施策を進める。また、カンクン合意に基づき、先進国・途上国の排出削減に取り組む。
- 2013年以降の国際交渉について、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを早急に構築するために、国際的議論に積極的に貢献。